

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：安中市災害対応ガイドブック)

安中市発行の「安中市災害対応ガイドブック」によると、洪水の原因として市内を流れる碓氷川の氾濫が想定されている。

浸水想定区域として、碓氷川沿線である安中市役所南部の低地の七曲橋付近から県道 217 号松井田中宿線付近の安中公民館及び新島学園周辺、安中駅付近である安中市宿、安中市板鼻地区において 2m～5m の浸水が予測されている。

また浸水想定はないものの、過去に河川が氾濫し被害を受けている低地にいたっては、市内を流れる多くの河川に沿い市内各所に存在する。

碓氷川上流には中木ダム、霧積ダム、坂本ダムの 3 つのダムがあり水量調整を行っている。

(土砂災害：安中市災害対応ガイドブック)

安中市は、がけ崩れ、地滑り、土石流の危険性の高い地域が多く存在し、過去に被害履歴も多く、昭和 52 年から平成 12 年までに市内 11 か所において土砂災害が発生し、昨今では平成 19 年台風 9 号では市内各地で土砂崩れが発生し、霧積温泉地区には避難勧告が発令された。平成 29 年台風 21 号では秋間相水谷地内で土砂崩れが発生し、同地区に避難勧告が発令された。

安中市の地目の割合では山林が 44.41% と最も高く、地すべりの危険性が高い地域が多い。なお、市内全域の急傾斜地の崩壊や地すべりなど「土砂災害特別警戒区域」が 471 か所指定されている。

(地震：安中市災害対応ガイドブック、J-SHIS)

安中市災害対応ガイドブックでは市全体で震度 6、一部では震度 7 を想定している。J-SHIS では、安中市は南東部に深谷断層帯に位置しており安中地区、板鼻地区、鷲宮地区、上間仁田地区、中野谷地区、古谷地区、原市地区、郷原地区、築瀬地区、磯部地区、松井田町人見地区、松井田町行田地区、松井田町小日向地区などにおいては 6% から 26% の確率で 30 年以内に震度 6 以上の揺れに見舞われると予測されている。

< 安中市災害対応ガイドブック >

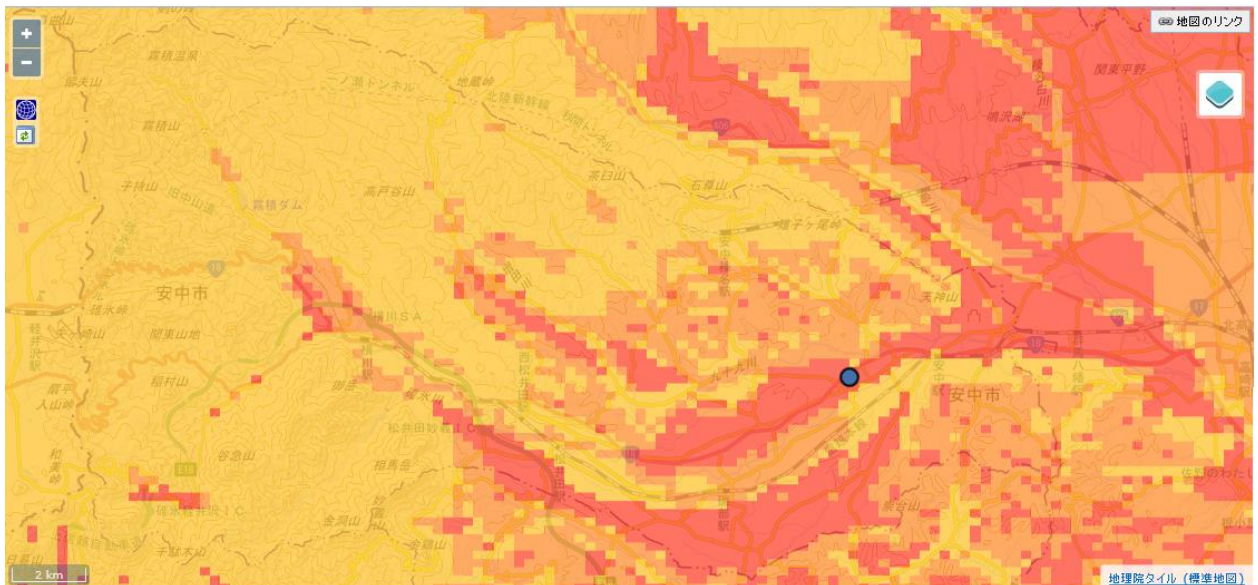


<J-SHIS>

・断層マップ



・震度予測メッシュ (同位置地図)



確率0(%)のメッシュは無色です。 0 0.1 3 6 26 100(%)

(その他)

新型コロナウイルス感染拡大のように、感染症の流行によって地域の商工業者の経済活動に多大な損害を与えるリスクがある。企業内や協力工場での感染者発生により人材や材料が確保できずに生産がストップすることが懸念される。また、外出を控える消費者が増えることで消費が鈍化し、販売活動が停滞することも想定される。このような感染症は水害や地震など、発災後の二次災害としても発生しうるため、一次災害の応急対策・復興対策とも絡めた対応が必要である。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 1,968人
(安中市商工会管轄 1,490人、安中市松井田商工会管轄 478人)
- ・ 小規模事業者数 1,590人
(安中市商工会管轄 1,167人、安中市松井田商工会管轄 423人)

【内訳】

業種	商工業者数		小規模事業者数		備考（事業所の立地状況等）
	安中市商工会管轄	安中市松井田商工会管轄	安中市商工会管轄	安中市松井田商工会管轄	
農林漁業	10	7	8	7	
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	0	1	
建設業	202	109	193	108	
製造業	242	66	192	47	
電気、ガス、熱供給・水道業	1	1	1	1	
情報通信業	4	3	2	3	
運輸業、郵便業	35	8	24	8	
卸売業、小売業	400	110	282	97	
金融業、小売業	23	3	21	0	
不動産業、物品賃貸業	42	14	40	14	
学術研究、専門サービス業	57	18	49	18	
宿泊業、飲食サービス業	159	49	101	43	
生活関連サービス業、娯楽業	171	47	148	42	
教育、学習支援業	37	6	28	6	
医療、福祉	30	6	29	6	
複合サービス業	11	6	9	5	
サービス業（他に分類されない者）	65	24	9	17	

※当集計表は、安中市商工会は平成 28 年経済センサス、安中市松井田商工会は独自調査による集計したデータを引用。

(3) これまでの取組

①当市の取組

- ・安中市災害対応ガイドブックを作成し全戸配布。
- ・災害情報や緊急情報との防災情報、火災情報、気象情報等の安中市メール配信サービスを実施。
- ・市内全域で防災行政無線の運用。
- ・行政区を単位とした 24 組織の自主防災組織の活動支援。
- ・自主防災組織の研修の一環として避難所運営ゲーム（HUG）を実施。
- ・他の自治体、企業、各種団体と災害応援協定を締結している。代表的なものとして、（株）カインズは生活物資の供給、（株）ボルテックスセイグンはガソリン及び軽油の提供や救援物資の搬送などの災害対応を実施できる体制を整備。
- ・隔年で市、広域消防署、自衛隊、警察、消防団、民間団体と合同の総合防災訓練を実施。
- ・災害備蓄品として、アルファ化米 9,500 食、クラッカー22,500 本、飲料水 22,300L、毛布、マット、組立トイレ、タオル、マスク、ブルーシート、発電機を備蓄。（令和 2 年 3 月時点）

②商工会の取組

- ・各商工会でそれぞれ BCP を策定し、災害発生時の対応力の強化を図っている。
- ・市内事業者を対象に事業継続力強化計画の周知及び策定支援を実施している。
- ・ぐんま共済協同組合の代理店業務を受託していることにより損害保険を商工会で取り扱っている。また、他損害保険会社との連携により、事業継続力強化計画策定支援及び損害保険加入促進を図っている。

II 課題

現在は市、各商工会においてそれぞれ防災に対する取り組みはあるものの、支援についての明確な役割分担等の取り決めがないため、それぞれの取り組みに基づいた支援を行うこととなっている。役割分担の他に連携や情報共有についても取り決めがなされていないため、災害発生時の情報伝達の不備等が考えられる。

また、各商工会において小規模事業者に対し、事業継続力強化計画の周知策定支援を行っているものの、小規模事業者の事業継続力強化計画策定事業者は非常に少ない。このことから、制度理解のための周知活動を強化する必要がある。

III 目標

- ・安中市商工会及び安中市松井田商工会管内の小規模事業者に対し、災害リスクに対する認識を高め、事業継続力強化計画の策定の必要性を周知するとともに策定の支援を行う。
- ・安中市商工会及び安中市松井田町商工会内において情報と支援技術の共有及び支援内容の統一化を図り、支援体制の強化を行う。
- ・被災の迅速な復旧を目指すため、損害保険及びセーフティネット共済等への積極的な加入を推進する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年10月1日～令和7年9月30日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

安中市、安中市商工会及び安中市松井田商工会間における役割分担及び連携体制を整理し、以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 商工会による巡回経営指導時に、指導先事業所立地場所の自然災害等のリスクについて情報提供を行い、災害発生の影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災や地震補償等対応の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 商工会が発行する会報や施策紹介各種通知の際、災害リスクの周知を含めた事業継続力強化計画策定に関する資料の送付を行うほか、市広報、市ホームページ、商工会ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業継続力強化計画の導入事例の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者の事業継続力強化計画の策定に対する実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。計画策定には商工会経営指導員が専門家派遣制度等を活用し支援を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 安中市商工会及び安中市松井田商工会は平成30年度に事業継続計画を策定している。
- ・ 計画内容、担当者等については随時更新していく。

3) 関係団体等の連携

- ・ 小規模事業者に対する事業継続力強化計画策定支援においては群馬県商工会連合会等の支援機関に登録の専門家を活用し支援する。
- ・ 商工会が代理店業務を受託しているぐんま共済協同組合やその他損害保険会社に対し、各種災害に補償対応できる保険の加入推進を依頼する。

4) フォローアップ

- ・ 1年に1回小規模事業者の事業継続力強化計画の取り組み状況の確認を行う。
- ・ 安中市、安中市商工会、安中市松井田商工会で「安中市事業継続力強化支援協議会」を組織し、1年に1回以上の状況確認や、改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（台風は令和元年台風19号、地震は平成23年東日本大震災を想定する。）が発生したと仮定し、安中市、安中市商工会、安中市松井田商工会との連絡ルートの確認を行う。なお、訓練については必要に応じて実施する。

＜ 2. 発災後の対策＞

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後 1 時間以内に職員の安否報告を行う。

（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を安中市、安中市商工会、安中市松井田商工会で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・ 安中市、安中市商工会、安中市松井田商工会の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、速やかに情報共有する。

（被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・ 地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

※連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、安中市と安中市商工会、安中市松井田商工会は以下の間隔で被害情報等を共有する。

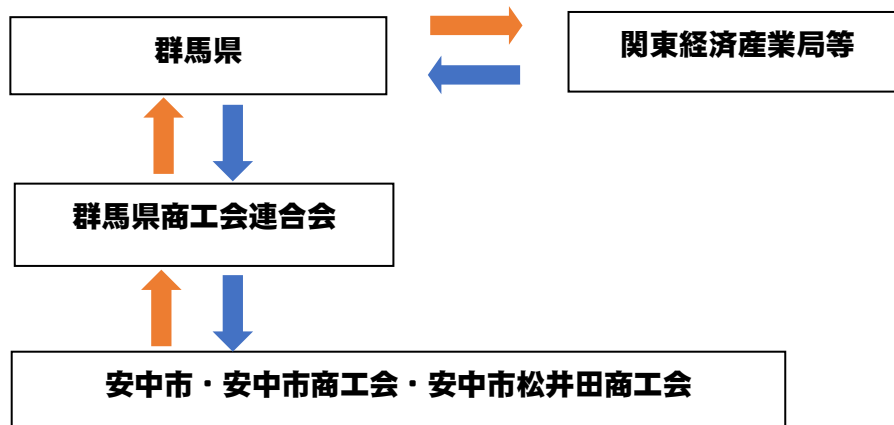
発災直後～	速やかに情報を共有する。
発災後～1週間	1日に1回以上共有する。
2週間～1カ月	適時、共有する。
1ヶ月以降	適時、共有する。

＜ 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制＞

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の商工業者等の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、安中市の指示に従って被災地域での活動を行うことについて事前

に決めておく。

- ・安中市、安中市商工会、安中市松井田商工会の間で情報を共有した上で、安中市商工会及び安中市松井田商工会は群馬県商工会連合会へ報告し、群馬県商工会連合会から群馬県へ報告を行う。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、安中市と相談する。安中市商工会、安中市松井田商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を行う。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。その際、代理店業務を受託しているぐんま共済協同組合及び損害保険会社と連携し、情報共有を行う。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、群馬県、安中市等の施策）について、地区内小規模事業者へ周知し、必要に応じて申請支援を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国、群馬県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。
- ・被災事業者に対し、国、群馬県、安中市等の復興支援施策の申請支援を行う。
- ・商工会では群馬県商工会連合会もしくは全国商工会連合会と連携することで、毀損したサプライチェーンの代替先の紹介斡旋や生産設備等の移設の支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を群馬県や群馬県商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

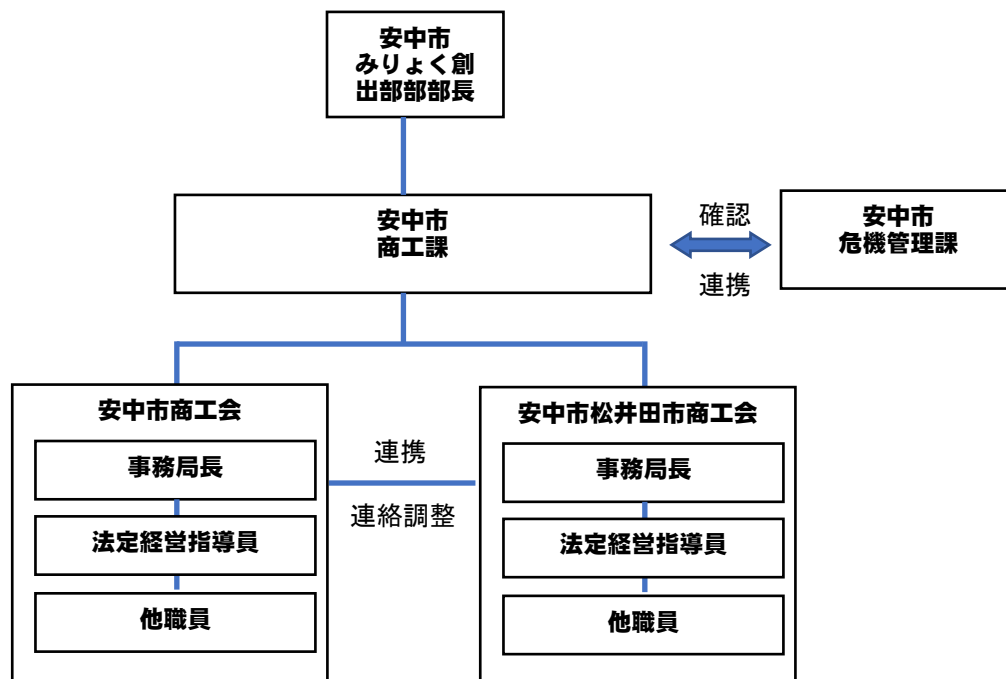
(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和 7 年 5 月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

安中市商工会 清水 昌代

安中市松井田商工会 清水 良太

※連絡先は (3) ①参照

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・ 本計画実行に関する統括及び監督 (随時)
- ・ 当計画の達成状況の確認 (1 年に 1 回以上)
- ・ 事業継続力強化に関する施策・保険制度などの情報収集及び情報共有 (1 年に 1 回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

・ 安中市商工会

〒379-0116 群馬県安中市安中 3-11-3

TEL : 027-382-2828 FAX : 027-382-6972 E-mail : master@anshoko.or.jp

- ・安中市松井田商工会

〒379-0221 群馬県安中市松井田町新堀 13

TEL : 027-393-1411 FAX : 027-393-5267 E-mail : mtsyoko@aqua.ocn.ne.jp

②関係市町村

安中市役所 みりよく創出部 商工課

〒379-0292 群馬県安中市松井田町新堀 245

TEL : 027-382-1111 内線 2621・2627 E-mail : syoukou@city.annaka.lg.jp

(4) 被害情報等報告先

- ・群馬県産業経済部産業政策課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1

TEL : 027-226-3320 FAX : 027-223-7875 E-mail : sangyo@pref.gunma.lg.jp

報告にあたっては、収集情報の取りまとめ等が容易なメールを第一に利用する。

- ・群馬県商工会連合会総務企画課

〒371-0047 群馬県前橋市関根町三丁目 8 番地の 1

TEL : 027-231-9779 FAX : 027-234-3378 E-mail : somu@gcis.or.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに群馬県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度 (10月～3月)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (4月～9月)
必要な資金の額	316	616	616	616	616	316
・ 専門家派遣費	300	600	600	600	600	300
・ 協議会運営費	5	5	5	5	5	5
・ セミナー開催費	6	6	6	6	6	6
・ チラシ作製費	5	5	5	5	5	5

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、安中市補助金、 県補助金 、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
ぐんま共済協同組合 住所：〒371-0841 前橋市石倉町4-9-10 代表者：理事長 広瀬 博之
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画等の策定とフォローアップ ③災害時の管轄内小規模事業者に対する専門的支援
連携して事業を実施する者の役割
<連携者> ぐんま共済協同組合 高崎支店 住所：〒370-0006 高崎市問屋町2-7-8 高崎商工会議所会館内 代表者：高崎支店長 森田 和久 <役割> ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②小規模事業者の事業継続計画策定とフォローアップ ③災害時に活用できる保険商品等の情報提供
連携体制図等